

被保険者各位

FWD生命保険健康保険組合  
理事長 樋口 知比呂



## FWD生命保険健康保険組合規約の一部変更について

このたび、関東信越厚生局より組合規約の一部変更の認可申請が承認されました。これにより、健康保険組合規約を下記の通り一部変更いたしますので公告いたします。

### 記

新条文	旧条文
<p>(標準報酬)</p> <p>第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</p> <p>2 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。</p>	<p>(標準報酬)</p> <p>第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</p>
<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の1/2分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</p> <p>省略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の1/2分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</p> <p>省略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p>
<p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。</p> <p>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</p>	<p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規約は、令和4年4月1日から施行する。</p>

以上